

字幕電話の実証実験に関する利用規約

I. 概要

現在、コミュニケーション手段としてメールやチャットが普及していますが、日常生活や仕事上でも電話が必要となるケースはまだ多くあります。このような背景から、株式会社アイセック・ジャパン（以下、弊社）は、厚生労働省の「平成 27 年度障害者自立支援機器等開発促進事業」の採択をうけて「字幕電話」の実証実験を平成 27 年 8 月—平成 28 年 3 月に行います。

字幕電話とは聴覚障害をお持ちで、聞こえに不自由はあるが話せる人（以下、利用者）の「電話をかける・受ける」をサポートするサービスです。

利用者ご自身の声で相手に伝え、相手の話す内容は利用者側の端末（タブレットやスマートフォン）に表示されます。聞こえに不自由があっても自らの声で話し、相手の話す内容が字幕となって表示されることで、電話でのコミュニケーションが可能になります。

II. 提供範囲

1. 期間

平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2. 時間

8:00～21:00（最終受付 20:30 まで）

※実証実験中のため提供時間は変更をさせていただく場合があります。

3. モニター登録条件

- ① 利用規約に同意していただける方。
- ② 電話の聞こえに不自由を感じておられ、日本語で発話できる方。
- ③ 字幕電話を利用するための機器（固定電話、フィーチャーフォン・ガラケー、スマートフォン、ビジネスフォン、パソコン、タブレット）をお持ちの方。
- ④ 常時接続できるインターネット回線・無線 LAN 環境を用意できる方。
- ⑤ 実証実験期間中、期間後のアンケートにご協力いただける方。

※高校生以下の方は親権者の同意が必要です。

4. 料金

実証実験期間中、字幕電話利用料金は発生しません。

ただし、利用者保有のタブレット・スマートフォンやパソコンのインターネット通信料、電話機の通話料に関しては利用者負担とします。

5. 利用制限

- ① 「110（警察への通報）」「119（消防・救急への緊急通報）」「118（海上での緊急通報）」への発信は、字幕電話では利用できません。
- ② 電話の相手先は国内外問いませんが、日本語のみの対応とします。
- ③ ご利用は 1 回につき原則 30 分以内とします。30 分を超える場合は一旦サービスを終了させていただきます。
- ④ ご利用中、相手先の音声 が 3 分以上聞き取れない状態が続いた場合は一旦サービスを終了させていただきます場合があります。
- ⑤ 公序良俗に反する内容、および違法である可能性の高い内容については対応いたしません。オペレーターの判断でサービスを即時一方的に停止する場合があります。

Ⅲ. 字幕電話に関する個人情報保護

1. 字幕電話での会話内容を外部に提供することはありません。文字入力を担当するすべてのオペレーターおよび関係者は弊社に「字幕電話に係わる個人情報保護 誓約書」および「機密保持契約書」を提出しています。
2. 字幕電話での通話音声やログ(表示された文字)は実証実験期間中、字幕電話の機能、品質向上のため保存することがあります。これらの情報は目的達成後直ちに抹消し、利用者への提供や外部に提供することはありません。
3. 申込書兼同意書、事前調査票、利用アンケート(後日送付)に記入された個人情報は、実証実験での目的にのみ使用され、他目的での使用や外部に提供することはありません。また実証実験終了後直ちに抹消されます。
4. 個人情報に関する全般的な取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。

Ⅳ. 免責

1. 字幕電話を利用したことおよび利用できなかったことによって生じたいかなる損失・不利益に対しても、弊社およびオペレーターはその責任と負担を負わないものとします。ただし弊社オペレーターによる故意または重過失により利用者が損害を被った場合は、直接の損害の範囲内で弊社に責任があるものとします。
2. 字幕電話アプリをダウンロード・インストール、使用するにあたって発生し得る端末の不具合および損害について一切責任を負わないものとします。

Ⅴ. 機材の貸出

1. 規約の適用
 - ① 貸出期間は実証実験期間平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までとします。
 - ② 弊社が提供する字幕電話を利用することを目的として字幕電話の実証実験モニターに申込・登録され、実証実験に必要な機材(以下「機材」)の貸出を希望する利用者に適用されるものとします。また、iPhone・iPad・パソコン版では機材貸出は行っておりません。
2. 貸出契約の成立及び終了
 - ① 機材の貸出契約の申込みは、あらかじめ本規約に同意の上、弊社が定める方法により弊社に対し行うものとし、当該貸出契約は、利用者が貸出を希望する各機材ごとに成立するものとします。
 - ② 機材の貸出契約は、弊社が貸出契約の申込みを承諾した日に成立するものとします。
 - ③ 貸出契約の解約、解除等は本規約に定めるほか弊社規約に準ずるものとします。
 - ④ 本規約に基づく機材の貸出契約は、下記事由が発生した日から 2 週間以内に返却するものとし、送料は利用者負担とします。ただし、機材の不具合など差し替えのため一時返却の場合は弊社負担とします。
 - (ア)実証実験期間終了前に利用者の都合によりモニター登録を取り消した場合。
 - (イ)実証実験期間(第二次実証実験：平成 28 年 3 月 31 日)が終了した場合。
3. 料金
機材一切の貸出料は無料とします。
4. 機材の破損・盗難・紛失・売却
機材は利用者にて適切に管理するものとし、利用者の過失により破損した場合は、その修理にかかる費用を請求するものとします。
盗難にあった場合、紛失した場合は、対象機器の時価相当の金額を請求するものとします。ただし、自然災害(地震、洪水など)による破損・紛失はこの限りではありません。

なお、貸し出されたいずれの機材も売却することはできません。

5. 第三者への譲渡・貸与の禁止

機材は利用者本人が使用するものとし、第三者への譲渡・貸し出しはできないものとします。
また、利用者が機材を使用して法律違反を犯しても弊社はいかなる責任も負わないものとします。

VI. 条件の変更

1. 弊社は、所定の方法により利用者に通知することで本規約を変更することがあります。その場合、利用者は変更後の規約に従うものとします。
2. 本サービスの提供アプリ・プログラム、貸し出し機材の条件等は予告または通知なく変更される場合があります。

VII. 利用者による情報の取り扱いについて

1. 利用者資格の譲渡・貸与の禁止
利用者は字幕電話の利用資格を第三者に譲渡もしくは貸与、字幕電話を使用させることはできないものとします。
2. IDおよびパスワードの交付とその管理責任
弊社は会員登録を行った利用者に対してIDおよびパスワードを発行します。
会員はIDおよびパスワードの管理を自己の責任の下行うものとします。
弊社は、特別な定めがない限り入力されたIDおよびパスワードが登録されたものと確認した場合に、当該利用が会員本人による利用であるとみなします。
3. データ記録の使用
字幕電話によって、表示された文字データが利用者の手元に残る場合があるが、利用者はいかなる場合にも、文字データを事後に記録として使用しないものとします。
利用者がこの規約に反して記録として利用したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

VIII. その他

1. 字幕電話の利用には身体障害者手帳保有の有無は問いません。
2. 字幕電話は相手先の音声を変換し、同時性の高いコミュニケーションの実現を目指しますが、通信状況や通話音声不良による不具合などで、実際の音声と表示される文字が異なる場合があります。
3. ポケットWi-Fi やテザリングなどの通信環境の場合、通信キャリアによる速度制限にご注意ください。
4. 利用者が機器の変更、設定の変更、または故障を修理しない等により通信が不可能になった場合は、本人の責とします。
5. その他本規約に記載されていない事案に対しては、当該利用者と字幕電話サポートセンターで個別協議し決定いたします。
6. 利用規約について不明点・ご質問等は下記までお問い合わせください。

株式会社アイセック・ジャパン

〒904-2203 沖縄県うるま市字川崎468番地 いちゅい具志川じんぶん館1F

TEL : 098-923-2895 FAX : 098-923-2897

Mail : jimaku-support@iscecj.co.jp LINE : jimakudenwa